



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2023年度は以下のとおり行政運営を行うこととしています。

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、これまで幾たびもの波を繰り返し、今なお予断を許すものではありません。しかしながら、私たちは社会全体として「コロナ禍の出口戦略」という難題に挑戦する局面にあります。

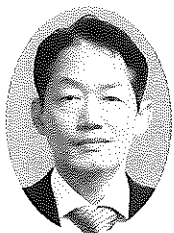
そのような中で、鳥取労働局は国の総合労働行政機関として、地域の皆様からの声によく耳を傾け、雇用機会の確保や、多様な人材の活躍支援を始めとする各種施策の展開、支援メニューの提供を計画的・効果的に行います。

【2023年度の最重点施策】

- 1 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援
 - 人材不足分野を中心とした人材確保支援
 - 労働移動の推進と雇用維持
 - 女性の活躍推進
 - 新規卒者等やフリーターへの就職支援
 - 障害者の就労促進
 - 高齢者の就労・就業機会の確保
 - 就職氷河期世代の活躍支援
- 2 誰もが働きやすい職場環境づくり

- 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援
- 長時間労働の抑制
- 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進
- 育児休業を取得しやすい環境の整備
- 総合的なハラスメント対策の推進

着任のご挨拶



鳥取労働局
局長 平川雅浩

鳥取のみなさま、はじめまして。4月1日付で鳥取労働局長として着任いたしました平川雅浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人鳥取県労働基準協会、各地域支部並びに各会員の皆様方には、日頃より労働行政の推進にあたり格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鳥取労働局では、今年度、「雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援」、「誰もが働きやすい職場環境づくり」の2つを最重点施策として労働行政を進めていくこととしております。

この3年余りの間、新型コロナウイルス感染症が地域経済に大きな影響を与えてきました。外出自粛の動きが広がり、経済活動が停滞する中、労働局では、まず、雇用の維持と離職した方の再就職支援に全力で取り組んでまいりました。コロナウイルスの感染状況はその後も波を繰り返しており、今なお予断を許しませんが、社会全体としてのコロナウイルスに対する関わり方は変化しており、現在は、いわば「コロナ禍の出口戦略」に挑戦する局面にあると言えます。

鳥取県では、有効求人倍率が全国を上回る水準で推移し、経済活動の回復を背景に人手不足感が高まりつつあります。このため、ハローワークにおいて、求人者サービス、求職者サービスを充実させて、マッチング機能の強化を図るほか、ハロートレーニングや助成金等の活用

により、労働者の皆様のスキルアップ支援に取り組んでまいります。

また、こういった取り組みと同時に、様々な方がそれぞれの職場で能力を発揮していただけるような職場環境づくりを進めていくことが重要だと考えております。コロナ禍が続く中で、テレワークやオンライン会議が普及するなど、働き方が効率化した面もありますが、長時間労働の抑制などの「働き方改革」は引き続き強力に推進していく必要があります。労働局、各労働基準監督署やハローワークのほか、鳥取市に設置している「働き方改革サポートオフィス鳥取」において、魅力ある職場づくりに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様に対してきめ細かな相談・支援を行ってまいります。

さらに、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備に向け、令和5年度を初年度とする「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」に基づく取組を推進するほか、賃金引上げに向けた生産性向上の取組に対する支援を行ってまいります。

このような様々な課題に対応するため、労働局の各部署、労働基準監督署、ハローワークが連携して、国の総合労働行政機関としての役割を果たしていきたいと考えておりますが、地域のニーズに対応した適切な行政運営を図っていくためには、皆様のご理解、ご協力が不可欠ですので、なにとぞよろしくお願いいたします。

私自身は、中国地方は2007年に山口労働局に赴任して以来10数年ぶりの勤務になり、鳥取県にお邪魔するのは今回が初めてです。着任して間もないところですが、自然豊かな素晴らしい県だと感じております（特に、日本海の美しさには絶句しました）。これから、少しでも地域のみなさまのお役に立てればと思っております。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

新任挨拶



鳥取労働局
雇用環境・均等室長 岡田 節子

この度、4月1日付けで雇用環境・均等室長を拝命いたしました岡田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から働き方改革をはじめとした雇用環境・均等行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

岡山労働局雇用環境・均等室で長く勤務しております。初めての単身赴任で鳥取局に参りました。出身は香川県ですので、これまでずっと瀬戸内海に面したところで暮らしており、初めて日本海側で生活することになりました。水平線へのあこがれがありました。挨拶回りの道沿いでは防砂林が続いていて、あまり見えなかったのが残念でした。いずれゆっくり見に行きたいと思っております。

さて、鳥取労働局では本年度の最重点施策として、「雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援」、「誰もが働きやすい職場環境づくり」を掲げております。雇用環境・均等室ではこれらの具体的な取組みとして、「女性の活躍推進」、「働き方改革」、「同一労働同一賃金」などの部分を担当しており、県民の皆様の間にも高いところかと存じます。皆様の期待に応えられるよう、法の着実な履行及び支援策の周知を進めてまいりますので、引き続き会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局 労働基準部
健康安全課長 久保田 剛

4月1日付けで労働基準部健康安全課長を拝命しました久保田です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、労働災害防止対策の推進をはじめとする安全衛生関係業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度から、新たな労働災害防止5か年計画「第14次労働災害防止推進計画」がスタートしました。同計画では、8つの重点事項として、自発的に安全衛生対策に取り組むことが社会的に評価される環境整備、労働者の作業行動に起因する転倒災害等の防止対策、高年齢労働者の対策、多様な働き方への対応や外国人労働者等の対策、個人事業者等への安全衛生対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業等業種別の対策、メンタルヘルス、過重労働等健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策の推進に取り組みます。

会員の皆様方には、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

適用猶予事業・業務の2024年(令和6年)4月からの時間外労働の上限規制について

労働時間は原則1週40時間、1日8時間(法定労働時間)以内の必要があると労働基準法で定められています。これを超えて働く時間外労働(残業時間)の上限について、働き方改革関連法により改正された労働基準法により、以下の通り定められています。(2019年4月(中小企業では2020年4月)から適用)

- 原則は月45時間、年360時間(限度時間)以内
- 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度

一方で次の事業・業務については、長時間労働の背景に業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていますが、2024年4月1日より一部特例付きで適用されることとなります。

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月以降)
工作物の建設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ・災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間(※)となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。 ・医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※医業に従事する医師の一般的な上限時間(休日労働含む)は年960時間/月100時間未満(例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある)。地域医療確保暫定特例水準(B・連携B水準)又は集中的技能向上水準(C水準)の対象の医師の上限時間(休日労働含む)は年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。</p>

詳しくは、鳥取労働局労働基準部監督課又は各労働基準監督署にお問い合わせください。



令和5年度全国安全週間の実施について



1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しているところですが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況です。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日まで

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とします。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施

- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

9 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

エ リスクアセスメントの実施

オ その他の取組

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ウ 建設業における労働災害防止対策

エ 製造業における労働災害防止対策

オ 林業の労働災害防止対策

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ウ 交通労働災害防止対策

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

令和4年(1月～12月)の鳥取労働局管内の労働災害発生状況が確定しましたのでお知らせします。

令和4年労働災害発生状況

	合計			鳥取署			米子署			倉吉署		
	令和4年	令和3年	増減率	令和4年	令和3年	増減率	令和4年	令和3年	増減率	令和4年	令和3年	増減率
全産業	1487 (1)	577 (6)	157.7%	538 (0)	186 (2)	189.2%	673 (0)	275 (3)	144.7%	276 (1)	116 (1)	137.9%
コロナ除く	551 (1)	550 (6)	0.2%	162 (0)	181 (2)	-10.5%	287 (0)	267 (3)	7.5%	102 (1)	102 (1)	0.0%
製造業	191 (0)	141 (1)	35.5%	25 (0)	40 (1)	-37.5%	129 (0)	67 (0)	92.5%	37 (0)	34 (0)	8.8%
建設業	110 (1)	80 (4)	37.5%	47 (0)	22 (1)	113.6%	48 (0)	43 (2)	11.6%	15 (1)	15 (1)	0.0%
運輸交通業	73 (0)	57 (0)	28.1%	19 (0)	20 (0)	-5.0%	47 (0)	31 (0)	51.6%	7 (0)	6 (0)	16.7%
林業	11 (0)	16 (0)	-31.3%	3 (0)	10 (0)	-70.0%	6 (0)	5 (0)	20.0%	2 (0)	1 (0)	100.0%
卸・小売業	100 (0)	72 (0)	38.9%	34 (0)	21 (0)	61.9%	55 (0)	35 (0)	57.1%	11 (0)	16 (0)	-31.3%
飲食店	12 (0)	14 (0)	-14.3%	3 (0)	6 (0)	-50.0%	7 (0)	6 (0)	16.7%	2 (0)	2 (0)	0.0%
清掃業・ビルメンテナンス業	46 (0)	19 (0)	142.1%	26 (0)	9 (0)	188.9%	16 (0)	9 (0)	77.8%	4 (0)	1 (0)	300.0%
旅館業・ホテル業	14 (0)	10 (0)	40.0%	0 (0)	0 (0)		9 (0)	4 (0)	125.0%	5 (0)	6 (0)	-16.7%
保健衛生業	820 (0)	87 (0)	842.5%	339 (0)	28 (0)	1110.7%	321 (0)	36 (0)	791.7%	160 (0)	23 (0)	595.7%
通信業・金融業	23 (0)	19 (0)	21.1%	5 (0)	9 (0)	-44.4%	8 (0)	6 (0)	33.3%	10 (0)	4 (0)	150.0%
上記以外のその他の事業	87 (0)	62 (1)	40.3%	37 (0)	21 (0)	76.2%	27 (0)	33 (1)	-18.2%	23 (0)	8 (0)	187.5%

※数値は休業4日以上死傷者数。()内の数値は死亡者数で内数。

鳥取労働局 第14次労働災害防止 推進計画の策定について

鳥取労働局では、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む内容を定めた令和5年度から令和9年度を計画期間とする「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

誰もが安全で健康に働くためには、事業者や注文者のほか労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

本計画では、新たな目標として、事業場等における各種対策の実施率（例えば、「転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場」「正社員以外の労働者への安全衛生教育を実施する事業場」「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組を実施する事業場」など12項目をアウトプット指標として掲げています。それを達成した結果として期待される事項をアウトカム指標とするとともに、これらの取組結果として、「死亡災害については、第13次期間中と比較して15%以上減少する。」「死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。」ことを目標としています。

また、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることを積極的に周知し、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成することなども対策の重点としています。

鳥取労働局ホームページに、同計画の内容のほか各種対策にかかる情報等を順次掲載しますので、本計画の趣旨をご理解いただき、より一層の労働災害防止対策等の推進を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

賃金関係の調査に 御協力をお願いします

厚生労働省では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

① 賃金改定状況調査

総務大臣の承認を得て、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査で、本年と昨年6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

② 最低賃金に関する基礎調査

総務大臣の承認を得て、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態等を把握するために実施している一般統計調査で、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

③ 賃金構造基本統計調査

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的とし、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定され、毎年6月（一部は前年1年間）の状況を調査しています。

調査結果は公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これら3つの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、御協力をお願いします。

労働保険年度更新は早めの手続きを!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和5年度の労働保険年度更新は、6月1日(木)から7月10日(月)までの間に「令和4年度の確定保険料」及び「令和5年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受付します。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月30日(火)から7月21日(金)です。

受付時間：平日9時～17時 電話番号：0120-165-776(フリーダイヤル)

令和5年度 年度更新集合受付 開催日程

地区	月日	時間	会場
東部	6月6日(火)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月12日(月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月23日(金)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月26日(月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月30日(金)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	7月10日(月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中部	6月7日(水)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月20日(火)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	6月28日(水)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
	7月10日(月)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4階第1会議室)
西部	6月9日(金)	10:00～15:00	米子コンベンションセンター(6階第7会議室)
	6月14日(水)	10:00～16:45	米子コンベンションセンター(6階第7会議室)
	6月15日(木)	9:30～15:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月21日(水)	10:00～16:45	米子コンベンションセンター(6階第7会議室)
	6月22日(木)	9:30～15:00	日野町山村開発センター (大集会室)
	6月29日(木)	10:00～15:00	米子コンベンションセンター(6階第7会議室)
	7月10日(月)	10:00～15:00	米子コンベンションセンター(6階第7会議室)

◎労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず24時間いつでも簡単・スピーディに手続きできますので、ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。



STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーンの実施について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一環として、毎年5月1日から9月30日まで「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(4月を準備期間、7月を重点取組期間)を展開し、各災害防止団体等と連携してその対策に取り組んでいます。

全国における昨年1年間の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上の死傷者数が805人、うち死亡者数は28人となり、建設業、次いで製造業で多く、死亡災害は建設業において13人と最も多く発生しています。

鳥取県内においては、熱中症による休業4日以上の死傷者数は6人で直近5か年の中で平成30年と並んで最も多く発生しています。熱中症による死傷災害の増加は夏季に記録的な高温が続いたことも一因ですが、屋外のみならず、屋内でも多発しており、作業場所における暑熱の状況を正確に把握していなかったことも要因と認められます。熱中症を予防するには作業場所において、暑さ指数(WBGT値)を適正に把握し、WBGT基準値に応じた措置を講じることが必要です。

キャンペーン期間(8月~9月)にすべきこと

暑さ指数の把握と評価 ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効		
測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底		
☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施	
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置	
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用	
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	
☐ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意	
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取	
☐ ブレーク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢	
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導	
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)などを指図 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない	

重点取組期間(7月)にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を要請



キャンペーン実施要項



環境省熱中症予防情報サイト

会員各事業場におかれましては、当キャンペーンの趣旨を踏まえ、事業者が率先して、衛生管理者等による衛生管理を徹底し、熱中症予防対策について、確実な取り組みを実施くださいますようお願いいたします。

「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」(3/15~5/31)について

近年、大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

鳥取労働局では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の是正に向けて、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしております。

会員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただき、積極的な取り組みをお願いいたします。

なお、その際、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や見直すべき内容、待遇改善のための支援策をまとめたリーフレット(下記QRコード参照)をご活用くださいますようお願いいたします。

賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援など、政府の各種支援策等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」(下記QRコード参照)もご参考としていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)までお尋ねください。

●パートタイム・有期雇用労働法で正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/001072638.pdf>

●賃金引上げ特設ページ



<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>

●派遣労働者を受け入れる際に注意すべきポイント注意すべきポイント(同一労働同一賃金関係)



<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/001072639.pdf>

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン ～学生アルバイト等のトラブル防止のために～

鳥取労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学等での出張相談などを実施します。

学生アルバイトを雇用する会員の皆様方におかれましても、労働条件の再確認をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)までお尋ねください。

【キャンペーンの概要】

- 重点的に呼びかける事項
 - 労働条件の明示
 - シフト制労働者の適切な雇用管理
 - 労働時間の適正な把握
 - 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止
- 主な取組内容
 - 鳥取労働局職員による大学等への出張相談の実施
 - 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
 - 鳥取労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

令和5年度 各種助成金のご案内

- 【働き方改革推進支援助成金】
 - 労働時間短縮・年休促進支援コース
 - 勤務間インターバル導入コース
 - 労働時間適正管理推進コース
 - 団体推進コース
 - 適用猶予業種等対応コース
- 【両立支援等助成金】
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 不妊治療両立支援コース
 - 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース
- 【人材確保等支援助成金】
 - テレワークコース
- 【業務改善助成金】

*支給要件など、詳しくは厚生労働省HPをご確認ください

【お問い合わせ先】
鳥取労働局雇用環境・均等室
鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階)
電話番号 0857-29-1701

労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

令和5年4月から令和5年9月までの試験日程は次の通りです。
受験資格については、中国四国安全衛生技術センター
〒721-0955 福山市新涯町2-29-136
電話084-1954-4666
に照会して下さい。

試験の種類	試験月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	試験開始時刻	試験終了時刻
特級ボイラー技士								10:00	16:10
一級ボイラー技士				8			4	12:30	16:30
二級ボイラー技士		11	15	15	12	1	27	13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士						28		13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士						28		13:30	16:00
ボイラー整備士				14				13:30	16:00
★クレーン・デリック・運転士	限定なし	5	19	21	25	29	13	13:30	16:00
	クレーン限定	5	19 31	21	4 25	29	13	13:30	16:00
	床上運転式限定	5						13:30	16:00
	限定免許解除試験							13:30	※
★移動式クレーン運転士			25		6		5	13:30	16:00
★揚貨装置運転士		13						13:30	16:00
発破技士								13:30	15:30
ガス溶接作業主任者				7				13:30	16:30
林業架線作業主任者				7				13:30	16:30
第一種衛生管理者	4 19	11 30	20	5 27	17	14	13	13:30	16:30
第二種衛生管理者	4 19	11 30	20	5 27	17	14	13	13:30	16:30
高圧室内作業主任者								12:30	16:30
エックス線作業主任者				11			12	12:30	16:30
ガンマ線透過写真撮影作業主任者								12:30	16:30
潜水士	18				19		26	12:30	16:30

〔注〕①★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
②※限定免許解除試験で、クレーン限定解除試験(床上運転式限定解除試験)の終了時刻は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。

東部支部だより

本年4月1日付で鳥取労働基準監督署にご着任された幹部の皆様からご挨拶をいただきました。

署長 山田正道 氏

この度、4月1日付けで鳥取労働基準監督署長を拝命いたしました山田と申します。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃から監督署における行政運営にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

最近では、新型コロナウイルス感染者数も徐々に減少し、これに伴って経済活動の回復等も期待される所です。

これまで、皆様には、過重労働防止、同一労働同一賃金、労働災害防止対策等に取り組まいただいているところですが、今年度からは「第14次労働災害防止推進計画」の実施、また時間外労働の上限規制が猶予、除外されていた事業、業務に対し来年度から上限規制が適用される等新たな取組や準備も必要となっております。

このような課題等に、早めに対処いただくことは、結果として事業場、労働者の願いである「安心して働ける職場づくり」にも良い影響を及ぼすものと思えます。

これからも職員一同、労働行政の課題に真摯に向き合い、また取り組む所存ですので、皆様方には引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任のあいさつとさせていただきます。



第三方面主任監督官 山田和広 氏

この度、令和5年4月1日付で鳥取労働基準監督署第三方面主任に着任いたしました山田と申します。

会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県下におきましては、漸く新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりつつあるところ、未だその影響により各方面において厳しい社会・経済状況が続いております。

以上を受け、私共鳥取労働基準監督署におきましても、働き方改革の推進、健全な働きやすい環境整備のためにより一層尽力してまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



安全衛生課長 宮村孝 氏

この度、令和5年4月1日付けで鳥取労働基準監督署安全衛生課長に着任しました宮村と申します。どうぞよろしくお願い致します。

会員の皆様におかれましては、日頃より職場における安全衛生水準の確保、労働災害防止対策の取組についてご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、労働災害防止における取組については、令和5年4月より、国や事業者、労働者等が協力して取り組む事項を定めた第14次労働災害防止推進計画がスタートしており、鳥取労働基準監督署においても、労働災害の減少を最重点課題ととらえ、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働者の行動災害の防止や各業種における労働災害防止対策等の推進に努めて参りたいと思えます。

今後とも、労働基準行政の取組について、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年の労働災害発生状況及びその対策について

鳥取労働基準監督署

鳥取労働基準監督管内の労働災害発生状況について、令和4年1月～12月の1年間に発生した死亡・休業4日以上以上の労働災害は538件でした。事故の型としては、新型コロナウイルス感染症による休業が全体の70%、転倒災害が10%、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害それぞれ5%を占めています。

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!

はしごや脚立は、ごく身近なものであるため、業者・社員の意識を高め、安全な取組を促す必要があると考えています。しかし、過去の労務調査結果など、現場での取組が不十分で、発生件数も減少し、再発防止に向けた取組も十分ではありません。このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- 1 はしごや脚立に対する取組は、発生件数を減らすための安全対策であり、発生件数の削減を目的としません。
- 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。また、代わりとなる足元の広い（足元）はしごや脚立（足元）は、作業員自身の安全を確保し、発生件数を減らすための対策として活用してください。
- 3 はしごや脚立を使用する際は、発生1の取組の順で作業を進めて、発生2の取組を実施し、発生3の取組を実施してください。

取組1 「はしご等」に関する取組 (発生防止対策)

発生1の取組は、発生1の取組を徹底して実施することです。発生1の取組は、発生1の取組を徹底して実施することです。発生1の取組は、発生1の取組を徹底して実施することです。

取組2 「はしご等」に関する取組 (発生防止対策)

発生2の取組は、発生2の取組を徹底して実施することです。発生2の取組は、発生2の取組を徹底して実施することです。発生2の取組は、発生2の取組を徹底して実施することです。

取組3 「はしご等」に関する取組 (発生防止対策)

発生3の取組は、発生3の取組を徹底して実施することです。発生3の取組は、発生3の取組を徹底して実施することです。発生3の取組は、発生3の取組を徹底して実施することです。

死亡災害は、県内では今年2月に、高さ約1mの作業台からの墜落による死亡災害が発生しています。

墜落・転落災害を防止するためには、作業を行う場所や作業内容に応じて、関係法令等を踏まえた適切な対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを参考に、作業現場の状況を確認してください。あなた自身と一緒に行うことで、安全を確保するための、すべてのチェックポイントに注意し、作業を進めましょう。

8

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- はしごを水平で取付けている(場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みかんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(防滑処理)がある
- 踏みかんに、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

・はしごを使うときは、ダンクは避けよう

足動して (足動防止装置)

- 1 足元が滑りやすい場所、向かい風がない
- 2 踏みかんに傷み、腐食がない
- 3 踏みかんに滑り止めがある
- 4 すべり止め装置の取付けの取組を停止して、作業を進めよう

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう! (足元)はしごや脚立を適切に使用してください。

を講じる必要があります。梯子や脚立による災害も多く発生しています。厚生労働省では、はしごや脚立からの墜落・転落災害を防止するために、代替化も含めたはしご・脚立の作業における安全対策、安全な使用に関するチェックリスト等を作成し、周知しています。梯子は、下部に滑り止め機能があ (次頁につづく)

(前頁のつづき)

るものを使用し、上部を建物等に確実に固定する。脚立は、開き止めを確実に使用し、天板上で作業しない等の対策を適切に講じ、はしごや脚立による墜落・転落災害の防止に努めましょう。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前「0」のチェックリスト

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

天板や踏みさんに身体を当てて安定させる

天板 滑りにくい靴

天板から2段目の踏みさん

開き止め金具を確実にロックする

不安定な場所では使用しない

滑り止めの確認する

高さ2m以上の作業時は、係留禁止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

各種安全衛生関係リーフレットは右のQRコード、以下のURLからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



令和5年度東部支部定期会員会議の書面開催について

昨年の新型コロナウイルスは第7波、第8波が押し寄せ、鳥取県内でも感染者数が大幅に増加しました。しかし、現在は収束傾向にあり、ゴールデンウィーク明けには感染症法上の位置づけを「5類」に移行することが決定されています。その一方で、見方を変えれば県内では今なお1週間平均で1日当たり50名程度の感染者が発生しており、会員各社の対応方針もさまざまであることが認められます。これらの状況を受けて、令和5年度の定期会員会議は、今一度、書面による開催とすることが先の東部支部幹事会で決定されました。

会員各位には、この決定にご理解をいただき、お送りした議案に対する「賛成・反対」のご意見を書面にてご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

東部支部 事務局

西部支部だより

着任挨拶

米子労働基準監督署

署長 國政達也

4月1日付けで米子労働基準監督署長を拝命いたしました國政です。

鳥取県労働基準協会会員の皆様には日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

私は、平成9年度から鳥取で勤務しておりますが、平成14年度から17年度までの4年間、米子署勤務があつて以来、実に17年ぶりの米子署勤務となります。

さて、最近の労働基準行政の課題は多岐にわたりますが、まず、建設業、自動車運転者及び医師の時間外労働上限規制の適用猶予措置が残り1年を切ったことがあります。関係機関、関係団体などのご協力を得ながら、法令の周知、支援等を行っていき、円滑な定着を図っていきたく考えております。

次に令和5年度からの5年間を対象とした「第14次労働災害防止計画」がスタートしました。鳥取版の計画を策定しましたので、それに基づき、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、各種の取組を実施していきます。

また、賃金対策として、非正規雇用労働者の待遇改善を図ることを目的とした同一労働同一賃金の徹底のための調査や、企業への賃上げのための要請や支援なども実施していくこととしています。

また、労災補償業務につきましては、昨今、長時間労働やパワハラなどを起因とした精神障害にかかる労災請求が増えているほか、コロナウイルス感染の請求が激増しております。

これらの請求に限らず、引き続き迅速な処理に努めてまいります。

会員の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

米子労働基準監督署

監督課長 白石 旭

この度4月1日付けで米子労働基準監督署監督課長を拝命いたしました白石と申します。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様におかれましては、労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

前任地は大阪労働局で安全衛生業務を担当しておりました。鳥取県内での勤務は初めてで、不慣れな部分もございますがどうぞよろしくお願いいたします。

さて、私たち労働基準監督官の使命は、職務的には労働基準関係法令の遵守徹底ですが、この徹底を通じて鳥取県西部の働く場の労働水準を高めて魅力を深め、特に

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

若者に選ばれる場になるお手伝いをすることで、10年先、その先、この地域が維持・向上されることの助になることと考えております。

現在、労働基準監督署では労働時間・相談支援コーナーを設けて様々な方からご相談をお受けするとともに、事業主の方々のご要望に応じて労働時間・相談支援員を職場に派遣し、どうすれば複雑な法令を遵守できるかを一緒に考え、提案させて頂いております。

「相談したいけど労働基準監督署は敷居が高そう…」とお思いうの方がおられましたら、お気軽にご相談頂ければ幸いです。

今後とも労働基準行政へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

米子労働基準監督署

安全衛生課長 山田 恭大

このたび、4月1日付で米子労働基準監督署 安全衛生課長を拝命いたしました山田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様におかれましては、労働基準行政の業務運営につきまして、平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、米子労働基準監督署管内においては労働災害が多発している現状であります。令和4年に発生した休業4日以上労働災害の件数は、新型コロナウイルス感染症の影響から600件超であり、同感染症を除いても前年比で増加しております。

また、令和5年においても、既に前年比で大幅に増加しており、災害防止の取り組みが非常に重要です。

今年度は、新たに策定された第14次労働災害防止計画の初年度であり、同計画を踏まえ、災害多発業種に対する安全対策、STOP! 転倒災害プロジェクトや労働者の健康確保対策等の実施に努めて参ります。

今後とも、労働行政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

米子労働基準監督署

労災課長 松田 久美子

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様におかれましては、平素より労働基準行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、4月1日付で米子労働基準監督署 労災課長を拝命いたしました松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、労災補償行政におきまして、過労死等や石綿関連疾患など職業性疾病をめぐる国民の関心は高く、また、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数は急増している状況にあり、労災補償行政の運営に当たっては、被災労働者及びその遺族等に対して迅速かつ公正な保護を図ることが求められております。このため、職員は懇切・丁寧な説明を行う等、被災労働者等の視点に立ち、労災請求事案や相談にしっかりと対応していきたいと考えております。

最後に貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

中部支部だより

着任挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 岡野有己

4月1日付けで、倉吉労働基準監督署長として着任いたしました岡野と申します。広島労働局雇用環境・均等室から転任してまいりました。

鳥取県労働基準協会及び会員の皆様方には、日ごろから労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化、生産年齢人口の減少、人手不足という課題のもと、一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会の実現のために、私どもにおきましても、雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、生産性の向上に取り組む企業への支援や取引適正化等を通じて中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組み、監督署においても、非正規雇用労働者の同一労働同一賃金に関する待遇の状況について確認を行う等賃上げを支援してまいります。併せて、高齢者、障害者、外国人への相談対応等を通じて多様な人材の活躍を支援します。

そして、テレワーク、副業・兼業等多様な選択肢を支える柔軟な働き方のための環境整備を促しつつ、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底、法定労働条件の確保、年次有給休暇の取得促進、来年4月に適用がせまった上限規制猶予事業・業種への支援、労災保険給付の迅速・適正な処理を図り、さらには第14次労働災害防止推進計画も踏まえ、県中部地域の実情に応じた、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境づくりが実現できますよう取り組んでまいります。

会員の皆様のご発展を祈念いたしますとともに、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

倉吉労働基準監督署

監督・安衛課長 松田 宏昌

この度、4月1日付けで倉吉労働基準監督署 監督・安衛課長に着任しました松田宏昌と申します。鳥取県労働基準協会中部支部の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

近年は労務関係分野、労働安全衛生関係分野のそれぞれにおいて重要な法改正が続いており、会員の皆様におかれましては、対応に苦慮されている方も多いかと思います。

監督署としては、法改正に応じた新たな対応のお願いにあがることが多いですが、丁寧な説明・対応を心がけ、会員の皆様と協力して、働く皆様が安心・安全に働ける環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、労働基準行政にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。